

ローマ人達する書

第一章 一 パワエル、イイスス ハリストスの僕、召されたる使徒、神の福音、二 卽 神が昔其諸預言者を以て、聖なる書に於て許約せし福音、三 其子、卽 肉體に依りては、ダワイドの裔より生れ、四 聖徳の神に依りては、大能に於て、死より復活するを以て、神の子と顯れし者の福音、五 我等に恩寵と使徒職とを受けしめ、其名に依りて萬民を、六 亦其中に爾等、イイスス ハリストスに召されたる者を信に從はしむるを致す、我等の主イイスス ハリストスの福音を傳ふる爲に選ばれたる者は、七 書して、凡そロマに在る聖徒、神の愛する所の召されたる者に達す。願はくは恩寵と平安とは神我等の父及び主イイスス ハリストスより爾等に賜はらんことを。八 我は先づイイスス ハリストスに頼りて、爾等衆の爲に我が神に感謝す、爾等の信の全世界に傳へらるるを以てなり。九 蓋我が其子の福音に於て我が神を以て事ふる所の神は我の證者なり、我斷えず爾等を念ひて、一〇 恒に我が祈禱の中に、我が神の旨に依りて、何の時か善き途を得て、爾等に至らんことを求む。一一 蓋我切に爾等を見んことを望む、聊か屬神の賜を爾等に頒ち與へて、爾等を堅固にせん爲なり、二三 是れ卽 爾等の中に在りて、爾等と我と共同の信を以て、相慰めん爲なり。一三 兄弟よ、我爾等が知らざるを欲せず、我

屢 爾等に至らんことを志せり、他邦民の中に於けるが如く、爾等の中にも聊か果を獲ん爲なり、然れども今に至るまで阻まれたり。一四 我はエルリン人及び化外人、智者及び愚者に負ふ所あり。一五 故に我に於ては、我爾等ロマに在る者にも福音を傳へんことを願ふ。一六 蓋我はハリストスの福音を以て耻とせず、是れ凡の信ずる者、先づイウデヤ人、次にエルリン人に救を得しむる神の能なればなり。一七 其中に神の義は顯れて、信より信に進む、録されしが如し、義人は信に由りて生きんと。一八 蓋神の怒は天より顯れて、不義を以て眞實を阻む人人の凡の不虔不義を攻む。一九 神の事に於て知るべき所は、彼等の爲に明なるに因る、神は彼等に之を顯し故なり。二〇 蓋彼の見る可からざる事、卽 其永遠の能と神性と、創世より以來造られたる物を察するに由りて見るべし、故に彼等は推諉すべきなし。二一 然れども彼等は神を知りて、之を神として榮せず、亦感謝せざりき、乃 其思念は虚しくなり、其無智の心は味み、二三 自ら智者と稱へて、愚者と爲り、二三 朽ちざる神の光榮を變じて、朽つる人及び禽獸昆蟲に似たる像と爲せり。二四 此に緣りて神は彼等を其心の慾に於て汚穢に付して、彼等互に其身を辱しむるに至れり。二五 彼等は神の眞實に易へて、僞と爲し、受造物に敬拜奉事して、造物主に代へたり、卽 世世に祝讚せらるる者なり、「アミン」。二六 此に緣りて神は彼等を耻づべき慾に付せり、蓋彼等の

婦女は順性の用を變へて、逆性の用と爲し、二七 男は亦婦女の順性の用を棄てて、私欲相熾に、男は男と耻づべき事を作して、其迷謬に當れる報を己の身に受たり。二八 彼等は神を其念に存するを願はざりしに由りて、神は彼等を戻れる心を懷きて、不當なる事を行ふに付せり。二九 彼等は凡の不義、淫行、惡慝、貪婪、讎怨を充て、嫉妬、兇殺、争鬪、詭譎、刻薄を盈つる者なり、三〇 彼等は隠棘、讒謗する者、神を怨む者、狎れ侮る者、矜慢、驕傲なる者、惡事を圖む者、父母に順はざる者、三一 頑愚なる者、約に背く者、無情なる者、怨みを構ふる者、憐なき者なり。三二 彼等は此くの如き事を行ふ者の死に當るべき、神の擬定を知ると雖、自ら之を行ふのみならず、之を行ふ者をも嘉す。

第二章 一 是を以て凡そ人を議する者よ、爾推諉すべきなし、蓋他人を議するは、適に之を以て己を罪するなり、爾議する者同じき事を行へばなり。二 我等は此くの如き事を行ふ者の爲に、眞實に合ふ神の審判あるを知る。三 此くの如き事を行ふ者を議して、自ら之を行ふ人よ、爾神の審判を逃れんと意ふか、四 抑爾は神の仁慈、寛容 恒忍の豊厚なるを貌んじて、其仁慈が爾を悔改に導くを知らざるか。五 然れども爾は剛愎と悔なき心とに循ひて、己の爲に神の怒の日、及び其義判の顯現の日に怒を積む、六 蓋神は各人に、

其行に循ひて報いん、七 忍耐して善を行ひ、光榮、尊貴、不朽を求むる者には、永遠の生命を報い、八 争鬪を爲し、眞實に順はずして、不義に順ふ者には、忿懣と、赫怒とを報いん。九 患難と困苦とは、凡そ惡を爲す人、先づイウデヤ人、次にエルリン人の靈に至らん。一〇 光榮と尊貴と平安とは、凡そ善を爲す人、先づイウデヤ人、次にエルリン人に至らん、一一 蓋神には偏視することなし。一二 凡そ律法なくして罪を犯しし者は、律法なくして滅び、律法ありて罪を犯しし者は、律法に由りて審判せられん、一三 蓋律法を聞きし者は神の前に義なるに非ず、乃 律法を行ふ者は義とせられん、一四 蓋律法を有たざる異邦人等、性に率ひて律法の事を行ふ時は、律法を有たずと雖、自ら己の律法たるなり、一五 彼等は律法の工の其心に銘されたるを彰す、此れ彼等の良心、及び互に貶め、或は褒むる思慮の證する所なり、一六 卽神がイイススハリストスを以て人の密事を審判する日に於てす、我が福音する所の如し。一七 視よ、爾はイウデヤ人と稱へられ、律法に安んじ、神を以て誇り、一八 其旨を知り、律法に論されて最善き事を辯へ、一九 自ら信じて、警者の相、暗に在る者の光、二〇 愚なる者の師傅、幼兒の教師、律法に於て知識と眞實の式を有つ者と爲す。二一 然らば爾は何の故に他人を誨へて、己を誨へざるか、二三 竊む勿れと勸めて、自ら竊むか、姦淫する勿れと言ひて、自ら姦淫するか、偶像を惡みて自ら聖物を攘む

か、二三 律法に誇りて、自ら律法犯すを以て神を辱むるか。二四 蓋爾等に縁りて神の名は異邦人の中に誇らる、録されしが如し。二五 爾若し律法を行はば、割禮は益あり、爾若し律法を犯す者ならば、爾の割禮は無割禮と爲れるなり。二六 故に若し割禮を受けざる者律法の誠を守らば、其無割禮は、彼が爲に割禮に歸せざらんや、二七 日性に由りて割禮を受けずして、律法を行ふ者は、豈爾文書及び割禮ありて、律法を犯す者を罪せざらんや。二八 蓋外面にのみイウデヤ人たる者は、イウデヤ人に非ず、外面に、肉體にのみある割禮は、割禮に非ず、二九 乃内心にイウデヤ人たる者は、イウデヤ人たり、心の割禮、文に由るに非ずして神に由る者は、割禮なり、其譽は人に由るに非ず、乃神に由るなり。

第三章 一 然らばイウデヤ人には何の長ずる所あるか、或は割禮は何の益あるか。二 凡の事に於て長ずる所多し、首として神の言の彼等に託せられしに在り。三 蓋或者信ぜざりしならば如何、彼等の不信は神の信を廢せんか。四 非らず、神は眞實なり、凡の人は偽なり、録されしが如し、云く、爾は爾の言に義にして、爾の審判に勝たんと。五 若し我等の不義は神の義を彰さば、我等何をか言はん、神の怒を加ふる時に於て不義なるにあらずや、我人の情に循ひて言ふ。六 非らず、若し然らば、神は如何にして世を審判せん。七

蓋若し神の眞實は、我の偽を以て、愈其光榮を顯さば、我何ぞ猶罪人の如く審判せられん、八 又我等は善を來さん爲に、惡を爲すは可ならんか、或者が我等を誇りて我等斯く言ふと語るが如し、彼等の定罪は宜なり。九 然らば何ぞや、我等愈れるか、毫もなし、蓋我等已にイウデヤ人もエルリン人も皆罪に服するを證せり、一〇 録されしが如し、云く、義なる者一もあるなし、一 悟る者なく、神を尋ぬる者なし、二 皆迷ひ、均しく無用と爲れり、善を行ふ者なし、一も亦なし。二三 彼等の喉は啓けたる柩、其舌にて欺く、蝮の毒は其唇に在り。一四 其口は詛と苦とに満ち、一五 其足は血を流す爲に疾し、一六 毀敗と菑害とは其途に在り、一七 彼等は和平の道を知らず、一八 其目の前に神を畏るる畏なしと。一九 我等知る、凡そ律法の言ふ所は律法の下に在る者に言ふなり、斯く凡の口は塞がり、世皆神の前に罪在るを致す。二〇 蓋人一も、律法の行に由りて、彼の前に義とせらるるを得ず、律法に由りて罪の知らるるが故なり。二一 然れども今は律法の外に神の義は著れたり、律法及び諸預言者の證する所の者なり。二二 卽イイスス ハリストスを信するに由りて、悉くの信者に臨み、悉くの信者に在る神の義なり、區別なきに縁る。二三 蓋人皆罪を獲、神の光榮を失ひて、二四 義とせらるるを得るは、功なくして、彼の恩寵を以て、ハリストス イイススの贖に頼りてなり。二五 神は彼を立てて、其血を以て、信に由る挽回の祭と爲せ

り、是れ曾て神の寛容の時に行ひし諸罪の赦に於て彼の義を顯はさん爲、二六 今の時に彼の義を顯して、彼の義なることと、イイススを信する人を義と爲すことを示さん爲なり。二七 然らば誇る所安にか在る、除かれたり、何の法を以てせしか、行の法か、非らず、乃 信の法なり。二八 故に我等は、人の義とせらるるは、信に由りて、律法の行に由らざるを認む。二九 神は獨イウデヤ人の神なるか、亦異邦人の神なり。三〇 蓋同一の神は、割禮を受けし者を信に由りて義と爲し、亦割禮を受けざる者を信を以て義と爲すなり。三一 然らば我等信を以て律法を廢するか、非らず、乃 律法を堅立するなり。

第四章 一 然らば我等は、我が先祖アウラムは肉體に由りて、何をか得たると言はん。二 若しアウラム行に由りて義とせられしならば、誇るべき所あり、然れども神の前には有るなし。三 蓋聖書は何をか言ふ、アウラムは神を信ぜり、此れ彼に歸して義となりたり。四 行ふ者には、其賞を恩に由りて歸するに非ず、乃 本分に由りてなり。五 然れども行はずして、惟不虔者を義と爲す主を信する者には、其信を歸して義となる。六 斯くダワイドも行に由らずして神より義の歸せらるる人の福を述べて云く、七 不法を赦され、罪を赦はるる人は 福なり、八 主が罪を歸せざる人は 福なりと。九 此の福

は割禮を受くる者に在るか、抑割禮を受けざる者に在るか。蓋我等は信アウラムに歸して義と爲れりと言ふ。一〇 然らば如何に彼に歸せしか。割禮の後か、抑割禮の先か。割禮の後に在らず、乃割禮の先に在り。一一 割禮の號も、彼は未だ割禮を受けざる先に有ちし所 信に由る義の印として、之を受けたり、此れ彼が凡そ割禮を受けずして信する者の父となりて、彼等にも義の歸せん爲、一二 亦割禮を受けし者の父、即 第割禮を受けしのみならず、我が先祖アウラムが未だ割禮を受けざる時に有ちし所の 信の迹を履む者の父と爲らん爲なり。一三 蓋アウラム若くは其裔に、世界の嗣と爲るべき許約の賜はりたるは、律法に由るに非ず、乃 信の義に由るなり。一四 若し律法なき者嗣たらば、信は虚しく、許約も廢せられたるなり。一五 蓋律法は怒を致す、律法なき處には、犯すことも有るなし。一六 故に、信に由る、恩に由らん爲なり、是れ許約はアウラムの悉くの子孫、第律法に由るのみならず、即 信に由る者にも堅固ならん爲なり、一七 蓋録されしが如し、爾等を立てて多くの民の父と爲せりと、アウラムは其信ぜし所の神、死せし者を生かし、無き者を有るが如く稱ふる主の前に於て、我等衆人の父たるなり。一八 彼は望なき時に於て、望を以て、多くの民の父と爲らんことを信ぜり、言ひし所の如し、爾の裔は是くの如くならんと。一九 彼は信衰へずして、齡約百歳なりと雖、己の身の己に死せし如きと、サルラの胎の

死せし如きとを顧みず、二〇不信を以て神の許約を疑はず、乃信に堅固にして、光榮を神に歸し、二 其約せし所、彼亦之を爲すを能すと、確に信じたり。二三故に此は彼に歸して義と爲れり。二三然れども彼に歸して義と爲れりと録されしは、獨彼の爲のみならず、二四亦我等の爲なり、我等、即我が主イエスハリストスを死より復活せしめし神を信する者にも、歸して義と爲らん、二五 蓋主は我等の罪の爲に解され、我等の義とせられん爲に復活せり。

第五章

一 是の故に我等は信を以て義とせられて、神と和睦するを得たり、我が主イエスハリストスに頼りてなり。二 我等彼に頼りて、信を以て今居る所の恩寵に至るを得、且神の光榮を望むを以て誇と爲す。三 第此のみならず、乃亦患難を以て誇と爲す、蓋知る、患難は忍耐を生じ、四 忍耐は練達を生じ、練達は希望を生じ、五 希望は羞を啓かず、蓋神の愛は我等に與へられたる聖神に由りて、我等の心に灌がれたり。六 蓋ハリストスは、我等が猶弱かりし時に於て、期に届りて、不虔者の爲に死せり。七 夫れ義人の爲には死する者幾ど無し、恩人の爲には敢て死する者或は之有り。八 然れども神が其愛を我等に顯すは、我等尚罪人たりし時、ハリストスが我等の爲に死せしを以てせり。九 故に我等已に其血を以て義とせられたれば、況や今彼に由りて怒より救はれんをや。一〇 蓋若し我等敵たる時、

其子の死を以て神と和睦せしならば、況や和睦して後、其生命に由りて救はれんをや。二 第此のみならず、乃今我等に和睦を得しめたる我が主イエスハリストスに頼りて、神を以て誇る。一二 故に一人に縁りて罪は世に入り、罪に縁りて死の入りしが如く、死も亦悉くの人の中に入り、蓋彼の中に在りて皆罪を犯せり。一三 律法の前にも罪は世に在りき、惟律法なき時には罪の歸するなし。一四 然れども死は、アダムよりモイセイに至るまで、アダムの如き罪を犯さざりし者にも王たりき、アダムは乃未來の者の模なり。一五 然れども恩寵の賜は罪の如きに非ず、蓋若し一人の罪に縁りて、多くの者の死せしならば、況や神の恩寵と、一人イエスハリストスの恩寵に縁る賜との、多くの者に溢るるをや。一六 且賜は罪を犯しし一人に縁る審判の如きに非ず、蓋審判は一の罪の爲に定罪せらるるを致し、恩寵の賜は多くの罪より義とせらるるを致す。一七 蓋若し一人の罪を以て、死は一人に縁りて王たりしならば、況や溢るる恩寵と義の賜とを受くる者は、一人イエスハリストスに縁りて、生命に在りて王たらんをや。一八 故に一人の罪に縁りて、悉くの人に定罪の及びし如く、斯く一人の義に縁りても、悉くの人に義とせられて生命を獲ることは及べり。一九 蓋一人の不順に縁りて多くの者の罪人となりし如く、斯く一人の順に縁りても、多くの者は義者とならん。二〇 律法は後に來りて、罪の増すを致せり。罪の増

しし時には、恩寵溢れたり、二 罪が王として死を致しし如く、斯く恩寵も、イイススハリストス我が主に因りて、義を以て王として、永遠の生命を致さん爲なり。

第六章 一 然らば何をか言はん、我等は恩寵の増さん爲に罪に止るべきか。二 非らず、我等已に罪の爲に死せり、何ぞ復其中に生きん。三 豈知らずや、我等ハリストス イイススに於て洗を受けし者は、皆彼の死に於て洗を受けしなり。四 故は我等は死に於ける洗を以て彼と偕に葬られたり、ハリストスが父の光榮を以て死より復活せし如く、斯く我等も新にせられたる生命を度らん爲なり。五 蓋我等若し彼の死に効ふを以て、彼と接合せられしならば、乃復活に効ふを以ても、接合せらるべし。六 蓋我等知る、我等の舊き人は彼と偕に釘せられたり、罪の身滅されて、我等復罪の奴とならざらん爲なり、七 死せし者は罪より釋かれしに因る。八 我等若しハリストスと偕に死せば、則亦彼と偕に生きんことを信ず、九 蓋知る、ハリストスは死より復活して復死せず、死は復彼に主たらざるを、一〇 彼の死せしは罪の爲に一次死し、彼の生くるは神の爲に生くればなり。一一 是くの如く爾等も、己を以て、ハリストス イイスス我等の主に在りて罪の爲に死し、神の爲に生くる者と意へ。一二 故に罪は爾等の死すべき身に王と爲りて、爾等其慾に徇ふことあるべからず。一三 亦爾等

の肢體を不義の器として、罪に委ぬる勿れ、乃死より復生せし者の如く、己を神に委ね、爾等の肢體を義の器として、神に獻げよ。一四 罪は爾等の主たる可からず、蓋爾等は律法の下に在らず、乃恩寵の下に在り。一五 然らば如何、我等は律法の下に在らずして、恩寵の下に在るが故に、罪を犯さんか。非らず。一六 豈知らずや、爾等己を委ねて僕と爲して、此に順はば、爾等を順ふ者の僕たり、或は罪の僕と爲りて死を致し、或は順の僕と爲りて義を致す。一七 神に感謝すべし、爾等素罪の僕たりしに、今は心より其授けられし教の範に服ひ、一八 罪より釋かれて、義の僕と爲れり。一九 爾等が肉體の弱きに因りて、我人の情に循ひて言ふ、爾等が曾て其肢體を不潔不法の僕と爲して、不法に委ねし如く、斯く今爾等の肢體を義の僕と爲して、成聖に委ねよ。二〇 蓋爾等罪の僕たりし時は、義より釋かれし者なり。二二 其時爾等に何の結果有りしか、今自ら耻づる所の行爲なり、蓋其終は死なり。二三 然れども今爾等罪より釋かれて、神の僕と爲りし時は、爾等の結果は成聖なり、其終は永遠の生命なり。二三 蓋罪の報は死なり、神の賜はハリストス イイスス我等の主による永遠の生命なり。

第七章 一 兄弟よ、蓋我律法を知る者に言ふ、爾等豈知らずや、律法は人に、其生ける時に於て、主たることを。二 蓋夫ある婦は、律法

に由りて、生ける夫に繋がれたり、夫死すれば、彼は夫の法より釋かる。三故に若し夫の生ける時他人に適かば、淫婦と稱へらる、然れども夫死すれば、彼は法より釋かれて、多人に適くと雖、淫婦たらず。四我が兄弟よ、爾等も是くの如く、ハリストスの身に由りて、律法の爲に死せり、他の者、即死より復活せし者に適きて、我等神の爲に果を結ばん爲なり。五蓋我等が肉に在りし時、律法に由れる罪の愆は我等の肢體に動きて死の爲に果を結べり。六然れども今我等を繋ぎし律法の爲に死して、我等此より釋かれたり、文の舊きに由らず、神の新なるに由りて、神に事へん爲なり。七然らば何をか言はん、律法は罪なるか。非らず。乃律法に由らざれば、我罪を識らざりしならん。蓋律法愆する勿れと言はざれば、我愆を識らざりしならん。八然るに罪は誠の機に乗じて、我の中に諸の愆を生ぜり、蓋律法なければ罪は死せる者なり。九我昔律法なくして生きたり、然れども誠の來りし時、罪は生きて、一〇我は死せり、斯く生命の爲に與へられたる誠は我に死を施せり。一一蓋罪は誠の機に乗じて、我を誘ひ、之を以て我を殺せり。一二故に律法は聖なり、誠も亦聖なり、義なり、善なり。一三然らば善なる者は我に死を致ししか。非らず、乃罪は罪と顯れん爲に、善なる者を以て我に死を致せり、誠に由りて罪の極めて罪なる者と爲らん爲なり。一四蓋我等知る、律法は神に屬し、我は肉に屬して、罪の下に賣られ

たり。一五夫れ我が行ふ所は我之を知らず。蓋我が欲する所は、我之を行はず、我が惡む所は、我之を行ふ。一六若し我欲せざる所を行はば、乃律法の善なるを證す、一七然らば之を行ふ者は既に我に非ず、乃我の衷に居る罪なり。一八蓋我知る、善は我の衷即我が肉の衷に居らず、蓋善を欲することは我に在れども、之を行ふことを得ず。一九我が欲する所の善は、之を行はず、我が欲せざる所の惡は之を行ふ。二〇若し我欲せざる所を行はば、之を行ふ者は、既に我に非ず、乃我の衷に居る罪なり。二一故に我此の法を觀る、我善を行はんと欲する時、惡は我の前に伏す。二三蓋我は内なる人に由りて神の律法を悦ぶ、二三然れども我が肢體の中には他の律法在りて、我が智慧の律法と戦ひ、我を我が肢體の中に在る罪は律法の擲と爲すを見る。二四噫我は困苦の人なる哉、誰か我を此の死の體より救はん。二五我が神に感謝す、イイススハリストス我等の主に因りてなり。是くの如く我自ら我が智慧を以て神の律法に服し、亦肉を以て罪の律法に服す。

第八章 一故に今ハリストス イイススに在りて肉に従はず、乃信に従ひて行ふ者には、一も定罪なし。二蓋ハリストス イイススにある生命の神の律法は、我を罪及び死の律法より釋きたり。三蓋肉に緣りて弱みたる律法は力なかりしが故に、神は其子を、罪の肉の

形を以て、罪の爲に遣して、肉に於て罪を定罪せり、四律法の義は、我等肉に従ふに非ず、乃神に従ひて行ふ者の中に成就せん爲なり。五 蓋肉に従ふ者は肉の事を念ひ、神に従ふ者は神の事を念ふ。六 肉の念は死なり、神の念は生命なり、平安なり。七 蓋肉の念は神に對して仇なり、神の律法に服せず、且服する能はざればなり。八 故に肉に在る者は神の悦を爲す能はず。九 然れども爾等は、若し神の神爾等の中に居らば、肉に在らず、乃神に在り。若し人ハリストスの神を有たずば、ハリストスに屬せず。一〇 若しハリストス爾等の中に居らば、身は罪の爲に死し、神は義の爲に生く。一一 若しイススを死より復活せしめし者の神爾等の中に居らば、乃ハリストスを死より復活せしめし者は、爾等の中に居る所の其神を以て、爾等の死すべき身をも生かさん。一二 故に兄弟よ、我等は肉に債ありて、肉に従ひて居るべき者に非ず、一三 蓋爾等若し肉に従ひて居らば死なん、若し神を以て身の行爲を殺さば生きん。一四 凡そ神の神に導かるる者は神の子なればなり。一五 蓋爾等は奴たる神、仍懼を懷く者を受けたるに非ず、乃子たる神、我等が之に由りて「アウワ」父と呼ぶ者を受けたり。一六 此の神自ら我等の神と偕に我等が神の子たるを證す。一七 若し子たらば嗣たり、即神の嗣、ハリストスと共に嗣たるなり、此れ若し我等彼と偕に苦しまば、亦彼と偕に榮せられん爲なり。一八 蓋我意ふに、今の時の苦は、我等

の中に顯れんとする光榮に比ぶるに足らず。一九 夫れ受造物は甚慕ひて、神の諸子の顯を俟つ。二〇 蓋受造物の虚しきに服せしは、其欲する所に由るに非ず、乃之を服せしめし者に由れり、而して仍望あり、二一 即受造物 自ら亦敗壞の奴より釋かれて、神の諸子の光榮の自由に入らんこと是なり。二二 蓋我等知る、凡の受造物は今に至るまで共に歎き、共に苦しむ、二三 第此のみならず、乃我等神の初實の果を有つ者も、中心に歎きて、子と爲ること、即我等の身の贖を俟つ。二四 蓋我等が救を獲たるは望に在り。望は之を見る時、既に望に非ず、人若し之を見れば、豈猶望まんや。二五 然れども我等若し見ざる所を望まば忍耐して之を俟つ。二六 神も亦我等の弱きを助く、蓋我等は宜しきに合ひて何を求むべきを知らず、然れども神自ら言ふ可からざる歎息を以て我等の爲に求む、二七 而して心を察する者は神の意を知る、彼は神の旨に遵ひて、聖徒の爲に求むればなり。二八 且我等知る、神を愛する者、其旨に依りて召されたる者には、凡の事彼等を助けて、善に進ましむ。二九 蓋神は預知せし者は、之を預定して其子の狀に效はしむ、子が衆くの兄弟の中に冢子たらん爲なり。三〇 彼は預定せし者は、亦之を召し、召しし者は、亦之を義と爲し、義と爲しし者は、亦之を榮せり。三一 然らば我等此に於て何をか言はん。若し神我等を助けば、誰か我等に敵せん。三二 己の子を惜まず、乃我等衆人の爲に彼を付しし者は、

豈亦彼と偕に一切を我等に賜はざらんや。三三 誰か神の選びたる者を訴へん、神は彼等を義と爲すなり。三四 誰か罪せん、ハリストス イスは死せり、而して又復活せり、彼は神の右にあり、彼は我等の爲に求む。三五 誰か我等を神の愛より離さん、或は憂患、或は困苦、或は窘逐、或は飢餓、或は裸裎、或は艱危、或は刀劍なるか、三六 録されしが如し、云く、爾の爲に我等毎日殺され、人の我等を視ること、屠に定められたる羊の如しと。三七 然れども我等を愛する者に頼りて、我等悉く此等の事に勝ちて餘あり。三八 蓋我篤く信ず、死も、生命も、天使も、首領も、能力も、現在も、未來も、三九 高さも、深さも、他の何の受造物も我等をハリストス イスは我が主に頼る神の愛より離すこと能はず。

第九章 一 我ハリストスに在りて眞を言ひて誑らず、我が良心は聖神に在りて我に之を證す、二 我に大なる憂、我が心に己まざる痛あり、三 蓋我は我が兄弟、肉に依る我が親族、即イズライリ人の爲には、自らハリストスより絶たれんことをも或は願ふなり。四 彼等に子たる事、光榮、盟約、律法、禮儀、許約は屬し、五 彼等に列祖は屬し、ハリストスも肉體に由りて彼等より出でたり、即 萬有の上在る神、世世に祝讚せらるる者なり、「アミン」。六 然れども此れ神の言の廢れたりと云ふに非ず、蓋イズライリよりする者は盡くイ

ズライリたるには非ず、七 亦アウラムの裔よりするに由りて 盡く其子たるには非ず、乃言へるあり、イサクに在りて 爾の裔と稱へられんと。八 是れ 即肉體の子は神の子たるに非ず、惟許約の子は裔とせらるるなり。九 蓋許約の言は此くの如し、此の期に届りて我來らん、而してサルラに子あらんと。一〇 第此のみならず、レワエツカも、我が祖イサクに由りて同時に二子を懷みし時に、是くの如きことありき。一一 蓋二子未だ生れず、未だ善或は惡を爲さざりし時、選ぶ所に於て神の定が行に由らず、乃召す者に由りて成らん爲に、二 彼に謂へることあり、長子は次子に服役せん、一三 録されしが如し、我はイアコフを愛し、イサフを惡めりと。一四 然らば我等何をか言はん。神に不義あるか。非らず。一五 蓋彼はモイセイに謂ふ、我が矜む所の者は、之を矜み、我が恤む所の者は、之を恤まん。一六 是くの如く望む者に由るに非ず、趨る者に由るに非ず、乃矜む所の神に由る。一七 蓋書はファラワンに謂ふ、我が爾を興ししは、特に爾に由りて我が能を顯し、又我が名の全地に傳はらん爲なりと。一八 是くの如く其欲する所の者を矜み、其欲する所の者を頑にす。一九 然らば 爾我に謂はん、彼は何ぞ尚咎むる、蓋孰か彼の旨に逆はん。二〇 嗟人よ、爾は誰ぞ、敢て神に抗言するか、造られし者は之を造りし者に、爾は何ぞ我を斯く造りしと言はんか。二一 豈陶人が同じき 塊を以て、一の器を貴き用の爲に、一の

器を賤しき用の爲に造るは、粘土の上に權あるに非ずや。二三 若し神は其怒を彰し、其能を示さんと欲して滅に備はりたる怒の器を、大なる恒忍を以て忍び、二三 又光榮に預備せし矜恤の器、二四 卽我等、彼がイウデヤ人のみならず、異邦人の中よりも召しし者に、其光榮の豐なるを示さんとせば、何ぞや。二五 彼がオシヤの書にも言ふが如し、云く、我は我が民に非りし者を我が民と稱へ、愛せられざりし者を愛せらるる者と稱へん。二六 又曾て彼等に、爾等は我が民に非ずと言はれし處に、彼處には彼等活ける神の子と稱へられんと。二七 イサイヤもイスライリの事を呼びて曰く、イスライリの子の數は海の沙の如くなれども、惟遺餘は救はれん。二八 蓋主は事を終へ、義に遵ひて之を斷ぜん、斷じたる事を地に行はん。二九 又イサイヤの預言せしが如し、云く、若し主サワオフ我等に裔を遺ざりしならば、我等ソドムに似、ゴモラの如くなりしならんと。三〇 然らば我等何をか言はん、義を追はざる異邦人は、義卽信に由る義を得たり。三一 然れども義の律法を追ふイスライリは、義の律法に及ばざりき。三二 何の故ぞ、信に由らずして、律法の行に由りたればなり、蓋 躓の石に躓きたり、三三 録されしが如し、云く、視よ、我 躓の石、礙の磐をシオンに置く、凡そ彼を信する者は羞を得ざらんと。

第十章 一 兄弟よ、我がイスライリの爲に心に願ふ所と神に禱る

所とは、其救を得るに在り。二 蓋我彼等の爲に證を作す、彼等は神に於ける熱心あり、然れども知識に循ふに非ず。三 蓋彼等は神の義を識らず、己の義を立てんことを圖りて、神の義に服せざりき。四 蓋律法の終はハリストスなり、凡の信する者義とせらるるを致す。五 モイセイは律法に由る義を指して録せり、之を行ひし人は之に由りて生きんと。六 然れども信に由る義は斯く云く、爾の心に言ふ勿れ、孰か天に升らん、卽 ハリストスを降さん爲なり、七 或は孰か淵に下らん、卽 ハリストスを死より上せん爲なり。八 然るに書は何を可言ふ、言は爾に近し、爾の口に在り、爾の心に在りと、是れ卽信の言、我等が傳ふる所の者なり。九 蓋若し爾の口に主イイススを承け認め、爾の心に神が彼を死より復活せしめしことを信せば、則 救はれん。一〇 蓋人心を以て信じて義とせらるるを致し、口を以て承け認めて救はるるを致す。一一 蓋書に云く、凡そ彼を信する者は羞を得ざらんと。一二 イウデヤ人とエルリン人とは區別なし、蓋衆人の主は同一なり、凡そ彼を籲ぶ者の爲に豐盛なる者なり。一三 蓋凡そ主の名を籲ぶ者は救はれん。一四 然れども未だ信ぜざる者を如何にして籲ぶを得ん、未だ聞かざる者を如何にして信するを得ん、傳ふる者なくば、如何にして聞くを得ん、一五 若し使を奉ぜずば、如何にして傳ふるを得ん、録されしが如し、云く、平安を福音し、善事を福音する者の足は美しき哉。一六 惟皆福音に聴き従ふには非

ず。蓋イサイヤ云く、主よ、誰か我等より聞きしことを信じたると。
一七是くの如く信は聞くに由り、聞く所は神の言に由る。一八然れども我曰ふ、彼等豈聞かざりしか。然らず。其聲は全地に傳はり、其言は地の極に至れり。一九又曰ふ、イスライリ豈知らざりしか。初にモイセイ云く、我民に非る者を以て爾を嫉ましめ、無知なる民を以て、爾等を怒らしめんと。二〇イサイヤは毅然として云く、我を尋ねざる者には我遇ひ、我を問はざる者には我顯れたり。二一又イスライリを指して云く、我終日我が手を順はずして頑なる民に伸べたりと。

第十一章 一是の故に我曰ふ、神は其民を棄てしか。非らず。蓋我も亦イスライリ人にして、アウラムの裔、ワエニアミンの支派に屬す。二神は其預知せし所の民を棄てざりき。爾等豈聖書がイリヤの事を言ふを知らずや、即彼はイスライリを神に訴へて曰ふ、三主よ、彼等は爾の預言者を殺し、爾の祭壇を毀てり、我獨遺りしに、彼等は我が生命をも取らんと謀る。四然れども神の應は何をか彼に言ふ、我已の爲に七千人を遣せり、ワアルの前に膝を屈めざりし者なりと。五是くの如く今の時にも、恩寵の選に依りて、遣れる者あり。六然れども若し恩寵に由らば、則功に由らず、否らざれば恩寵は既に恩寵ならず。若し功に由らば、則此れ恩寵

に非ず、否らざれば功は既に功に非ず、七然らば何ぞや、イスライリは求むる所を得ざりき、選ばれたる者は之を得て、其餘の者は頑になれり、八録されしが如し、云く、神は彼等に矇寐の心、見ざる目、聞かざる耳を與へて、今日に至れり。九ダワイドも亦云く、願はくは彼等の席は網と爲り、機と爲り、礙と爲りて、彼等に報を爲さん。二〇願はくは彼等の目は昏みて、見るを得ず、彼等の背は常に屈まんと。二一故に我曰ふ、彼等の躓きは倒れん爲なるか。非らず。然れども彼等の躓に由りて、救は異邦人に及べり、彼等を嫉ましめん爲り。二二若し彼等の躓は世界の富と爲り、彼等の乏しきは異邦人の富と爲らば、況や彼等の充滿をや。二三蓋我爾等異邦人に言ふ、我は異邦人の使徒として、我が職を榮す、一四或は如何にしてか我が骨肉の親屬の嫉を起して其中の或者を救ふを得ん。一五蓋若し彼等の棄てらるることが世界の復和と爲らば、彼等の納れるることは、死よりする生命に非ずして何ぞや。一六若し初獲聖ならば、全團も亦然り、若し根聖ならば、枝も亦然り。一七若し或枝は折られ、爾野の橄欖たる者其中に接がれて、橄欖の根と汁とに與る者と爲りたらば。一八枝に對して誇る勿れ。若し誇らば、爾は根を保つに非ずして、根は爾を保つを思へ。一九爾曰はん、枝の折られたるは、我が接がれん爲なりと。二〇善し、彼等の不信に由りて折られ、爾は信に由りて立てり、高ぶる勿れ、乃懼れよ。二一蓋神若し本性

の枝を惜しまざりしならば、爾をも亦惜しまざらん。二二故に神の慈と厳しきとを視よ、即躓きし者には厳しきなり、爾若し神の慈に止らば、爾には慈なり、否らずば、爾も斫り離されん。二三彼等も亦若し不信に止まらずば、接がれん、神は復彼等を接ぐを能すればなり。二四蓋若し爾本性の野の橄欖より斫られ、本性に反して、嘉き橄欖に接がれしならば、況や是の本性の者が本の橄欖に接がれんをや。二五兄弟よ、蓋我爾等が此の奥義を知らざるを欲せず、爾等が己を恃みて智なりとせざらん爲なり、即頑なる心がイスライリの幾分にか及びしは、異邦人の満數の入る時に至らんのみ。二六斯く悉くのイスライリは救はれん、録されしが如し、云く、救ふ者はシオンより來りて、不虔をイアコフより退けん。二七且我が彼等の罪を除かん時、我が彼等と立つる所の約は乃此なりと。二八福音に對しては、彼等は爾等に緣りて敵なり、選に對しては、先祖に緣りて愛せらるる者なり。二九蓋神の賜と召とは易らざるなり。三〇昔爾等神に順ならざりしが、今彼等の不順に由りて、矜恤を得しが如く、三一斯く彼等も、今爾等が矜恤を得ん爲に不順なり、自も後に矜恤を得ん爲なり。三二蓋神は衆人を不順の中に閉せり、衆人に矜恤を施さん爲なり。三三嗚呼深い哉神の富と智慧と知識や、其定は如何に測り難く、其道は如何に究め難き。三四蓋孰か主の智慧を知りたる、或は孰か彼と共に議る者たりし、三五

抑孰か先づ彼に與へて、其報を受くべき。三六蓋萬物は彼に本づき、彼に倚り、彼に屬す。光榮は彼に世世に歸す、「アミン」。

第十二章 一故に兄弟よ、我神の慈憐を以て爾等に求む、爾等の身を活ける聖なる祭、神に悦ばるる者として獻げて、爾等の靈智なる役を爲せ、二且此の世に效ふ勿れ、乃爾等が智慧の新なるを以て、自ら變化せよ、神の善にして悦ぶべき純全なる旨の何たるを辯へん爲なり。三我に與へられし恩寵に藉りて、我爾等各人に言ふ、思ふべき所に過ぎて己の事を想ふ勿れ、乃謙遜を以て、神が各人に頒ちたる信の量に循ひて思へ。四蓋我等には一の體に多くの肢あり、而して肢皆其用を同じくせざるが如く、五斯く我等多くの者は、ハリストスに於て一の體にして、各斯く互に肢なり。六我等に與へられし恩寵に依りて、我等賜を獲ること齊しからざるが故に、預言を得ば、信の度に依りて預言せよ。七役事を得ば、役事に居れ、教ふる者あらば、教へよ、八勸慰を爲す者は勸慰を爲せ、施す者は、林直にして施せ、理むる者は心を竭くして理めよ、矜恤を爲す者は、歡びて矜め。九愛は偽なかるべし、惡を惡み、善を親め、一〇兄弟の愛を以て相愛し、禮儀を以て相讓れ。一一勤に怠る勿れ、神を熾せ、主に事へよ。一二望を以て喜べ、患難に遇ひて忍べ、祈禱に恒なれ、一三聖徒の需むる所に供せよ、務めて遠人を迎

へよ。一四 爾等を窘逐する者を祝福せよ、祝福して、詛ふ勿れ。一五 喜ぶ者と共に喜べ、哭く者と共に哭け。一六 相互に意を同じくせよ、思を高きに驚する勿れ、乃謙卑に順へ、己を以て智なりとする勿れ。一七 何人にも惡を以て惡に報ゆる勿れ、務めて衆人の前に善なる事を爲せ。一八 若し能くすべくば、爾等の力を竭して衆人と相和せよ。一九 至愛の者よ、己の讎を復す勿れ、乃退きて神の怒を待て、蓋録して云へるあり、主曰く、讎を復すは我に在り、我報いんと。二〇 故に若し爾の敵飢えば、之に食せ、若し渴かば、之に飲ませよ、蓋爾は之を行ひて熾炭を其首に集むるなり。二一 惡に勝たるる勿れ、乃善を以て惡に勝て。

第十三章 一 凡の人は上に在る權に服すべし、蓋神よりせざる權

なし、有る所の權は神より立てられたるなり。二 故に權に服せざる者は、神の命に逆ふなり、逆ふ者は自ら其罪に定む。三 有司の畏るべきは善き行の爲に非ず、乃惡しき行の爲なり。爾權を乗る者を畏れざらんことを欲するか、善を行へ、然らば彼より褒を獲ん。四 蓋彼は神の僕にして、爾の益の爲に立てられたり。然るに爾若し惡を行はば、畏れよ、蓋彼を劍を佩ぶるは徒然ならず、彼は神の僕にして、怒を以て惡を行ふ人に報ゆる者なり。五 故に服すべきは、惟怒の爲のみならず、乃良心に縁るな

り。六 爾等は此が爲に税をも納む、蓋彼等は神の役者にして、常に此の職に居るなり。七 故に各人に與ふべき所を與へよ、税すべきには税し、貢すべきには貢し、畏るべきには畏れ、敬ふべきには敬へ。八 何人にも何をも負ふ勿れ、唯相愛するを以て債と爲せ、蓋人を愛する者は律法を盡すなり。九 蓋淫する母れ、殺す母れ、竊む母れ、妄證する母れ、貪る母れ、及び其他の誠は皆此の言の中に包れり、曰く、爾の鄰を愛すること、己の如くせよと。一〇 愛は鄰に惡を爲さず、故に愛は律法を盡すなり。一一 斯く行ふべし、今我等が寐より寤むる時既に至りしを知らばなり、蓋今は我等が初めて信ぜし時に較ぶれば、救は更に我等に近し。一二 夜過ぎて晝廻づけり、故に我等昏昧の行を除きて、光明の甲を衣るべし。一三 我等晝に在るが如く、行を美しくすべし、饗養及び沈湎好色及び邪侈、争鬪及び嫉妬すべからず。一四 乃爾等は我が主イイスハリストスを衣よ、肉體の慮を慾に變ずる勿れ。

第十四章 一 信の弱き者は、意見を詰らずして之を納れよ。二 蓋或人は凡の物食ふべしと信じ、弱き者は野菜を食ふ。三 食ふ者は食はざる者を藐る勿れ、食はざる者は食ふ者を議する勿れ、蓋神は彼を納

れたり。四 爾は何人にして他人の僕を議するか、彼は己の主の前に立ち、或は倒る。且彼は立てられん、蓋神は之を立つるを能す。五

或人は此の日を彼の日より異にし、或人は諸日を相同じと爲す。各其良智に順ふべし。六 日を別つ者は主の爲に別ち、日を別たざる者も主の爲に別たず。食ふ者は主の爲に食ふ、蓋神に感謝するなり。食はざる者も主の爲に食はず、亦神に感謝するなり。七 蓋我等の中には己の爲に生くる者なく、亦己の爲に死する者なし、八 卽我等生くるも、主の爲に生き、死するも、主の爲に死す、故に我等或は生き、或は死する、並に主に屬す。九 蓋ハリストスの死し、復活し生きしは、特に死せし者と生ける者との主たらんが爲なり。一〇 然るに爾は何爲れぞ爾の兄弟を議する、或は爾も亦何爲れぞ爾の兄弟を藐る、我等は皆ハリストスの臺前に立たん。一一 蓋録せるあり、主曰く、我活く、凡の膝は私の前に屈み、凡の舌は神を承け認めんと。一二 是くの如く我等は各己の事を神に陳べん。一三 故に我等復互に相議すべからず、爾等寧兄弟の前に躓或は礙を置かざらんことを、是れ議せよ。一四 我は主イイススハリストスに由りて知り、且確に信ず、物は本潔からざるなし、惟何物か潔からずと意ふ、人の爲には、此の物潔からざるなり。一五 然れども若し爾の兄弟食の爲に憂へば、爾既に愛に順ひて行ふに非ず。ハリストスが爲に死せし者を、爾の食を以て滅す勿れ。一六 爾の善は毀らる可からず。一七 蓋神の國は飲食に在らず、乃義と和平と聖神に由る喜とに在るなり。一八 此等を以てハリストスに役むる

者は、神に悦ばれ、人に嘉せらるるなり。一九 是を以て我等は和平と互に徳を建つることを追ひ求むべし。二〇 食の故を以て神の工を毀つ勿れ。物皆潔し、然れども食ひて人を躓かしむる者の爲に悪しきなり。二一 寧肉を食はず、酒を飲まず、及び凡そ爾の兄弟を躓かせ、或は惑はせ、或は弱らしむることを爲さざらん。二二 爾信あるか、之を己の衷に、神の前に存せよ。自ら許す所に於て己を罪せざる者は福なり。二三 然れども疑ふ者は食へば定罪せらる、信に由らざるが故なり、凡そ信に由らざることは罪なり。二四 我が福音及びイイススハリストスの教訓に循ひ、永世より隠され、二五 今顯されて、預言者の書に符ひて、永遠の神の命に由りて、萬民を信に服せしめん爲に、之を知らせられたる奥義の顯示に循ひて、爾等を堅むることを能する、二六 獨一睿智の神に、イイススハリストスに由りて、光榮は世世に歸す、「アミン」。

第十五章

一 我等強き者は強からざる者の弱きに負ひて、己を悦ばしむる可からず。二 我等各其鄰を悦ばしめ、善を以て其徳を建つるを致すべし。三 蓋ハリストスも己を悦ばしめざりき、乃録されしが如し、云く、爾を辱むる辱は我に及べりと。四 凡そ昔録されし者は、皆我等を訓へん爲に録されたり、我等が忍耐と聖書の慰藉とを以て望を守らん爲なり。五 願はくは忍耐と慰藉とを施す

神は、爾等にハリストス イイススに循ひて互に意を同じくすることを賜はん、六 爾等が心を一にして、口を一にして、神我が主 イイスス ハリストスの父を讚榮せん爲なり。七 故に爾等相納るること、ハリストスが神の光榮の爲に爾等を納れしが如くせよ。八 我言ふ、イイスス ハリストスが役者と爲りしは、割禮の者に於ては、神の眞實に由りてなり、先祖に與へし許約を成就せん爲なり、九 異邦人に於ては、矜恤に由りてなり、彼等が神を讚榮せん爲なり、録されしが如し、云く、主よ、故に我爾を異邦の中に讚め揚げ、爾の名に歌はん。一〇 又云く、異邦民よ、彼の民と偕に樂め。一一 又云く、諸異邦民よ、主を讚め揚げよ、萬族よ、彼を崇め讚めよ。一二 イサイヤも亦云く、イエッセイの根あらん、起きて異邦民を治め、異邦民は彼を頼まんと。一三 願はくは望を施す神は、爾等を信に由りて凡の喜と平安とに充たさん、爾等が聖神の能に緣りて望に豊ならん爲なり。一四 我が兄弟よ、我爾等に於ては、爾等自も仁愛に満ち、凡の知識に充てられ、互に相訓ふるを能くすることを確に信す。一五 然れども兄弟よ、我が憚る所なく、略書して爾等に達するは、聊爾等に記念せしめん爲なり、是れ我に神より與へられたる恩寵に因りてなり、一六 卽我をして、異邦民の中にイイスス ハリストスの役者と爲り、神の福音の聖務を行ひて、異邦民の禮物が聖神に成聖せられて、神に悦び納れらるべき者と爲るを致さしむる恩寵な

り。一七 故に神の屬する事に於ては、我ハリストス イイススに由りて誇る可き所あり。一八 蓋ハリストスが我を用ゐて、異邦人を神に服せしめん爲に、言と行とを以て、一九 休徴奇蹟の能神の神の能に頼りて行ひし事の外は、我一も敢て言はず。ハリストスの福音は、我に由りてイエルサリム及び其近傍よりイツリクに及ぶまで満つるに至れり。二〇 且我が勤めて福音せしは、ハリストスの名の已に稱へられし處に在らず、他人の基に建てざらん爲なり、二一 卽録されしが如し、云く、彼の事に於て未だ示を得ざりし者は見ん、未だ聞かざりし者は悟らんと。二二 此に緣りて我屢阻まれて、爾等に詣るを得ざりき。二三 然れども今既に此の方に斯る處なく、且多年以來我爾等に詣らんことを願へるに由りて、二四 イスパニヤに赴かん時、爾等に至らん。蓋我過ぐる時、爾等を見、先づ爾等と偕にして略満足したる後、爾等が我を彼處に送らんことを望む。二五 然れども今我聖徒に供事せん爲にイエルサリムに往く。二六 蓋マケドニヤ及びアハイヤは、イエルサリムの聖徒の貧者に、或る供給を爲さんことを喜とせり。二七 是を爲すを喜とせり、且斯く爲す負あり、蓋異邦人既に彼等の屬神の事に與る者と爲りたれば、乃身に屬する事に於て彼等にも亦供せざるべからず。二八 故に我此の事を畢へ、確に此の果を彼等に付して後爾等に寄りてイスパニヤに往かん。二九 我知る、爾等に至らん時、ハリストスの福音の満ちたる

祝福を以て至らんことを。三〇 兄弟よ、我等の主イエス ハリストスに縁り、又聖神の愛に縁りて、我爾等に求む、我と共に力を竭して我が爲に神に禱れ、三二 我がイウデヤに在る不信者より拯はれ、且我がイエルサリムに於ける供事の聖徒に悦び納れらるべき者と爲らん爲、三三 又我が神の旨に循ひ、歡びて爾等に詣り、爾等と偕に安息を得ん爲なり。三三 願はくは平安の神は爾等衆人と偕に在らんことを、「アミン」。

第十六章 一 我爾等に我等の姉妹ケンフレアに在る教會の女執事たるフィワを薦む。二 爾等主に縁りて、聖徒に宜しき所の如く彼を接け、其爾等に需むる所あらば、彼に助けよ、蓋彼も多くの者を助け、亦我をも助けたり。三 請ふ、プリスキラ及びアキラに安を問へ、即ハリストス イエスに於て我に同勞者、四 我が生命の爲に其頸を置きし者、我のみならず凡そ異邦人の諸教會が感謝する所の者なり、又其家の教會に安を問へ。五 我が至愛なるエペネト、ハリストスの爲にアハイヤの初實の果たる者に安を問へ。六 我等の爲に多く勞せしマリヤムに安を問へ。七 アンドロニク及びユニヤに安を問へ、即 我の親族 我と偕に囚たりし者諸使徒の中に名ある者 我先だちてハリストスを信ぜし者なり。八 主に於て我が愛する所のアムプリーに安を問へ。九 ハリストスに於て我等の同勞者たるウル

バン、及び我が至愛なるスタヒイに安を問へ。一〇 ハリストスに於て熟練なるアペルレスに安を問へ。アリストウルの家の者に安を問へ。一一 我が親族イロデイランに安を問へ。ナルキスの家の主を信ずる者に安を問へ。一二 主の爲に勞するトリフェナ及びトリフォサに安を問へ。至愛なるペルシダ、主の爲に多く勞せし者に安を問へ。一三 主に於て選ばれたるルフ、及び彼亦我の母に安を問へ。一四 アシンクリト、フレゴント、エルム、パトロフ、エルミイ、及び彼等と偕に在る諸兄弟に安を問へ。一五 フィロログ及びユリヤ、ニレイ及び其姉妹、又ヨリンパン及び彼等と偕に在る諸聖徒に安を問へ。一六 聖なる接吻を以て互に安を問へ。ハリストスの諸教會は爾等の安を問ふ。一七 兄弟よ、我爾等に求む、爾等が學びたる教に反して、分争と誘惑とを爲す者を注視して、之を避けよ。一八 蓋此くの如き者は、我等の主イエス ハリストスに事へずして、己の腹に事へ、巧言媚語を以て、質朴なる者の心を欺く。一九 爾等の順従は衆に聞えたり、故に我爾等の爲に喜ぶ、惟願ふ爾等善に智にして、惡に愚ならんことを。二〇 平安の神は速にサタナを爾等の足下に倒さん。願はくは我等の主イエス ハリストスの恩寵は爾等と偕に在らんことを、「アミン」。二二 我の同勞者ティモフェイ及び我の親族ルキイ、イアソン、ソシパトル 爾等の安を問ふ。二三 我テルテイイ、此の書を筆せし者は主に於て爾等の安を問ふ。二四 我と全教會との旅館主ガ

イ爾等の安を問ふ。邑の司庫エラスト及び兄弟クワルト爾等の安を問ふ。二四 願はくは我等の主イエスハリストスの恩寵は爾等衆人と偕に在らんことを、「アミン」。